小山市委託業務検査要領

（趣旨）

第1条　この要領は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が執行する建設工事に係る地質・土質調査、測量作業、設計業務等の委託（以下「委託業務」という。）について小山市財務規則（昭和４５年規則第２７号）第81条の規定により検査職員が行う検査に関し必要な事項を定めるものとする。

（検査職員）

第2条　検査職員は、次のとおりとする。

（1）　専門検査員　理財部契約検査課工事検査担当の事務職員及び技術職員

（2）　特定検査員　市長が特に必要と認め指名した者

（3）　検　査　員　業務担当課（室、所、センターを含む。以下同じ。）の係長（その相当職を含む。）で、業務ごとに専決者に命ぜられた者

2　前項の規定により区分された検査職員が行う検査は、次のとおりとする。

（1）　専門検査員　業務委託料が1，000万円以上の委託業務の検査

（2）　特定検査員　業務委託料が1，000万円以上の委託業務の検査

（3）　検　査　員　業務委託料が1，000万円未満の委託業務の検査

3　第2項の規定かかわらず、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により検査員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、専門検査員が該当検査を行うことができる。

（検査の種類）

第3条　検査の種類は次のとおりとする。

（1）　完了検査　委託業務が完了したときに契約内容との適合の有無を確認する検査で、契約の相手方から完了通知書を受理した日から10日以内に行うもの

（2）　出来形検査　委託業務について部分払の必要があるときに行う委託業務の出来形を認定するもの

（3）　一部完了検査　委託業務が完成し、かつ、当該完了部分が可分のもので引渡しできるときに行う検査

（4）　中間検査　委託業務の履行過程において、適正な契約の履行を確保するため必要と認めたときに行う検査

（5）　その他の検査　委託業務の中止、打切り、契約の解除その他の理由により既済部分に対して行う検査で、出来形検査及び一部完了検査でないもの

（検査日時の通知）

第4条　検査職員は、検査を実施しようとするときは、あらかじめ検査を行う日時、委託業務の名称及び委託箇所その他必要な事項を業務担当課長に通知するものとし、検査時に受注者（当該委託業務の業務委託契約書における受注者をいう。

以下同じ。）又は業務主任技術者及び照査技術者の立ち会いを求めるものとする。

（検査の実施）

第5条　検査職員は、契約書、設計図書及びその他関係書類に基づき、あらかじめ当該委託業務の内容を把握し、厳正かつ公正に検査するものとする。

2　検査職員は、検査に必要があると認めるときは、受注者の負担において、検査に必要な資料、測量機器具その他検査、試験に必要な機械器具等を準備又は措置を求めることができものとする。

（修補等の措置）

第6条　検査職員は、前条に規定する検査の結果、業務目的物が契約内容に適合しないと認めたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

（1）　不適合の程度が軽易なものであるときは、受注者に対し直ちに検査指示書により期間を指定して修補等を指示するものとし、当該業務を管轄する担当課長等に検査指示書の写しを送付すること。

（2）　不適合の程度が重大であるもの、修補等に要する期間が相当の日数を要するもの及び修補等が困難と認めたものであるときは、その旨及びその措置についての意見を市長に報告すること。

2　市長は、前項第2号の報告を受けたときは速やかにその対応策を決定し、受注者に通知するものとする。

（再検査）

第7条　検査職員は、前条の規定により業務の修補等を指示した場合において、当該修補等が終了した旨受注者から委託業務修補等報告書の掲示があったときは、前第2条の規定を準用して再検査を行うものとする。

（検査報告）

第8条　検査職員は、前第3条の規定による検査及びとるべき措置が完了したときは、委託業務検査復命書を市長に報告しなければならない。

（受注者への報告）

第9条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、直ちに該当検査の結果を受注者に通知するものとする。

（公営企業に係る委託業務の検査）

第10条　公営企業に係る委託業務の検査について、当該機関から委託により行う場合の委託業務の検査は、契約検査課で行う委託業務の検査に準じて行うものとする。

（補則）

第11条　この要領に定めるもののほか、検査の技術的基準及び様式その他検査に関し必要事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。